HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	巻頭言
Author(s)	大竹, 政美
Citation	教授学の探究, 30
Issue Date	2016-02-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60681
Type	other
File Information	AN10116428-30 (2).pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

巻　頭　言

大　竹　政　美

本誌の第21号の巻頭言の中で、須田勝彦は、「日本国憲法も、……戦後日本の基本方向を示した過去の遺産としてではなく、世界の未来像の問題として積極的に議論の対象とすべきだろう」と問題提起している。

そもそも、立憲主義は人間本性に基づいているという意味での自然な考え方ではない。それを維持する不自然で人為的な努力を続けなければ崩れるような、もろいものである（長谷部恭男、2004年）。「武力による平和」（アメリカ流の覇権主義的な世界戦略）と「武力によらない平和」（非覇権主義的な国際平和の構築）との岐路にある現代の国際情勢において、日本国憲法九条を改定したらどうなるのかという問題を真剣に考える必要がある（愛敬浩二、2006年）。

常識的な憲法観によれば、憲法というものは最初からその内容が確定していて、「解釈のちがい」「解釈の余地」に思い煩うことなく、機械的に適用される規則集であるということになる。しかし、日本国憲法がたどってきた歴史が示しているのは、憲法というものが、私たち人間が作ったものであるばかりではなく、将来も私たちが働きかけて、作り続けていくものなのだということである。そうだとすれば、憲法というものをよりよく理解し、これをよりよいものに「いかそう」という意図のもとに、憲法を「物語」として捉え、叙述することは試みるに値するであろう（奥平康弘、1994年）。そのように憲法を憲法として理解するには、想像力を働かせる必要がある。

想像力は、数学的認識にとってもけっして無縁ではない。F．エンゲルスによる数学の規定の合理的核心は、数学が実在に起源を持つことではなく、数学がいかに実在から離れ、抽象化されるかが問題であることを指摘した点にある。そこから、「想像力の科学」としての数学という規定も成り立つ（瀬山士郎、2014年）。

本号に掲載された論考のそれぞれが、授業において子どもたちに想像力をしかるべく働かせて、何らかの対象のトータルな認識を形成することに関する具体的な提案となっているかどうかは、読者各位の判断に委ねたい。